

## 平成 27 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 27 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 27 年 3 月 24 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	船 津 宰	9 番	志 岐 義 臣
2 番	廣 瀬 猛	10 番	柴 田 正 詔
3 番	津 田 敏 文	11 番	出利葉 義 孝
4 番	住 吉 浩 徳	12 番	小 田 和 久
5 番	井 手 幸 子	14 番	池 田 稔 臣※
6 番	岡 田 選 子	15 番	入 江 弘
7 番	松 野 俊 子	16 番	白 石 雄 二
8 番	川 本 茂 子	17 番	吉 武 文 王

※10 時 11 分出席（日程第 5 採決より）

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 手 嶋 圭 吾

係 長 ・ 大 辻 直 樹

主 任 ・ 原 口 浩 一

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	村 上 亮 一
教 育 長		建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	入 江 浩 二
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生 涯 学 習 課 長	河 村 直 樹
住 民 課 長	山 田 美 穂	学 校 教 育 課 長	中 西 豊 和
地 域 ・ こ ど も 課 長	内 山 節 子	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 27 年 3 月 定例会 (第 2 回)

第 4 回継続会

## 本会議 会議録

平成 27 年 3 月 24 日

水 卷 町 議 会

# 平成 27 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 27 年 3 月 24 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（船津 宰）

出席 15 名、定足数に達していますので、只今から平成 27 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開会いたします。

## **日程第 1 発議第 1 号**

議 長（船津 宰）

日程第 1、発議第 1 号 水巻町議会委員会条例の一部改正についてを、議題といたします。議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。志岐委員長。

議会運営委員長（志岐義臣）

提案理由。発議第 1 号 水巻町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第 121 条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、お手元に配付の議案のとおり、水巻町議会委員会条例第 19 条の一部を改正するものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長（船津 宰）

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はございませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

－ 意 見 な し －

討論を終わります。只今から、採決を行います。発議第 1 号 水巻町議会委員会条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

## **日程第 2 議案第 9 号**

**議 長（船津 宰）**

日程第 2、議案第 9 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 9 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について、3 月 10 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。はい、岡田議員。

**6 番（岡田選子）**

議案第 9 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

本議案は、平成 26 年 8 月の人事院勧告の給与制度の総合的見直しとして、給料表水準を平均 2%引き下げるとともに、世代間の給与配分を見直すとして、50 歳代後半層については最大 4%引き下げるための条例を一部改正するというものです。

先の 1 月の臨時議会において、同じ人事院勧告によりまして、若年層に重点を置きながら、世代間の給与配分の見直しとして、平均 0.3%、給料表の引き上げとボーナスを 0.15 月分勤勉手当に配分するという引き上げを行ったところです。また、それ以前の 12 月議会では、総合的見直し初年度の改正のための原資を得るためとして、平成 27 年 1 月 1 日の昇給の 1 号給抑制も行っております。もともとこれらは、昨年 8 月の人事院勧告によるものでありますが、当町はそれぞれ別の議案として上程をされております。

この人事院勧告は、地域間や世代間の賃金差を利用して、将来に渡って、地方に働く公務員に大幅な賃下げを押し付けるものであり、地域間の給与格差を肯定するものとなっております。政府は、地方創生、地方の活性化などと声高に叫びながら、消費税を 3%増税したうえに、地方で働く公務員の給料を引き下げていくことは、給与の地域間格差を一層拡大し、地域経済にも影響を与えると同時に、政府の重要課題である景気回復にも逆行するものです。

今こそ政府は、大企業の内部留保 285 兆円のその一部を活用し、大幅な賃金アップや安定した雇用の増加を政治の力で強く要請し、年収 200 万円以下のワーキング・プアが、民間企業で働く労働者のうち 1 千 100 万人を超えているという状況をなくすために、安定した雇用と賃上

げに踏み込むべきです。

このような一部の大企業を除いての、民間企業のあまりにも上がらない給与との比較で、政府自らが企業に賃上げを要請しながら、公務員給与を引き下げることがまったく大きな矛盾だと我が党は考えます。よって、議案第9号には反対といたします。以上です。

**議 長（船津 宰）**

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第9号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第3 議案第10号**

**議 長（船津 宰）**

日程第3、議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、3月10日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。岡田議員。

**6番（岡田選子）**

6番、岡田選子です。議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正につきましては、先の議案第9号と同じ意見をもちまして、討論とさせていただきます。以上です。

**議 長（船津 宰）**

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第10号 単純な

労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第4 議案第11号**

議長(船津 宰)

日程第4、議案第11号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長(津田敏文)

議案第11号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正について、3月10日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議長(船津 宰)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第11号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第5 議案第12号**

議長(船津 宰)

日程第5、議案第12号 水巻町吉田町宮住宅建替基本計画策定検討委員会条例の制定についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 12 号 水巻町吉田町営住宅建替基本計画策定検討委員会条例の制定について、3 月 10 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 12 号 水巻町吉田町営住宅建替基本計画策定検討委員会条例の制定について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 6 議案第 13 号**

**議 長（船津 宰）**

日程第 6、議案第 13 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 13 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、3 月 9 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —



質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 13 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 7 議案第 14 号**

**議 長 (船津 宰)**

日程第 7、議案第 14 号 水巻町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長 (柴田正詔)**

議案第 14 号 水巻町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、3 月 9 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長 (船津 宰)**

文厚産建委員長長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 14 号 水巻町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 8 議案第 15 号**

**議 長（船津 宰）**

日程第 8、議案第 15 号 水巻町保育所設置条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 15 号 水巻町保育所設置条例の一部改正について、3 月 9 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 15 号 水巻町保育所設置条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 15 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 9 議案第 16 号**

**議 長（船津 宰）**

日程第 9、議案第 16 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の制定についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 16 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の制定について、3 月 9 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご

報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 16 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 16 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 10 議案第 17 号**

**議 長（船津 宰）**

日程第 10、議案第 17 号 水巻町一時的保育に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 17 号 水巻町一時的保育に関する条例の一部改正について、3 月 9 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 17 号 水巻町一時的保育に関する条

例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成全員と認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 11 議案第 18 号**

**議 長 (船津 宰)**

日程第 11、議案第 18 号 水巻町地域ケア推進会議設置条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長 (柴田正詔)**

議案第 18 号 水巻町地域ケア推進会議設置条例の一部改正について、3 月 9 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長 (船津 宰)**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 18 号 水巻町地域ケア推進会議設置条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成全員と認めます。よって議案第 18 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 12 議案第 19 号**

**議 長 (船津 宰)**

日程第 12、議案第 19 号 町道の路線認定についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 19 号 町道の路線認定について、3 月 9 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 19 号 町道の路線認定について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 13 議案第 20 号**

**議 長（船津 宰）**

日程第 13、議案第 20 号 平成 27 年度水巻町一般会計予算についてを、議題といたします。本案は、関係の各委員会に付託しておりましたので、関係の各委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 20 号 平成 27 年度水巻町一般会計予算について、3 月 10 日、19 日の総務財政委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（船津 宰）**

文厚産建委員長。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 20 号 平成 27 年度水巻町一般会計予算について、3 月 9 日、18 日の文厚産建委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

## 議長（船津 幸）

関係の各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

－ 質疑なし －

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。井手議員。

## 5 番（井手幸子）

5 番、井手幸子です。議案第 20 号 平成 27 年度水巻町一般会計予算について、日本共産党を代表いたしまして、討論を行います。

安倍政権は昨年、人口減少社会への対応を前面に掲げた骨太方針、新成長戦略を発表し、12 月には地方創生の方針を示しました。この内容は、これまでの地方再生問題に留まらない大企業中心の成長戦略を加速させ、社会保障費も聖域なき見直しが必要であるとして、地方自治体も行政サービスの集約化とネットワーク化を進め、安倍政権の悪政を一層加速させる方針を打ち出しました。

しかし、地方を衰退させてきた一番の原因は、繰り返されてきた消費税増税、福祉、介護、医療の国庫負担削減、輸入自由化、大店法規制の廃止、平成の大合併の押しつけなど、長年の自民党政治にこそあるものであります。その転換こそ必要であるのに、消費税 10%へのさらなる増税、社会保障の聖域なき見直し、TPP 推進、中小企業と農林水産業を破壊する格差拡大のアベノミクスは、地方の衰退をさらに加速する元凶となることは明白です。

この流れに沿って計上された 27 年度予算は、全小中学校へのエアコン設置のための予算化、子ども医療費小学校 6 年生までの無料化、少人数学級小学校 4 年生まで継続のための予算、長年 P T A からの陳情にもあげられていた通学路拡幅のための工事費の計上、古賀雇用促進住宅町営駐車場の賃貸料削減のための当局の努力など、評価すべき点もあります。

しかし、国の社会保障費削減などによる一層の住民負担を、そのまま受け入れて予算に組み入れるなどの問題について、次の 6 点について指摘をいたします。

まず第 1 に、美浦町長の国政に対する姿勢の問題です。先に述べたように、安倍政権は、国民がほとんど好景気の実感がないと言われているアベノミクスの推進を加速させようとしています。特に社会保障の切り捨ては、町民の生活に大きな影響を及ぼします。年金の削減、医療費の窓口負担増、病床削減の推進、介護保険料・利用料の負担増、介護報酬の大幅な切り下げ、生活保護費の扶助費・冬季加算の削減など、社会的に弱い立場の人たちへの攻撃が繰り返されています。町は、住民を守る防波堤となって、様々な施策を講じるべきだと考えますが、それどころか普通建設事業費 5 億 7 千 200 万円を増額して、12 億 2 千 400 万円を計上するなど、ハード面への増額予算が目立ちます。この中には、エアコン設置、体育館天井部分の耐震化、校舎の大規模改装工事業など、小学校施設改修事業費 1 億 1 千万円も計上されていますが、土木費の大幅な増額、特に道路新設改良費においては、前町長時代の約 6 倍の 2 億 6 千万円が計上されています。国が社会保障費をどんどん削っていく中で、町は町民の命、暮らしを守るた

め、例えば介護保険料・利用料値上げ分を、基金を活用して町民負担を軽減するなど、ソフト面での予算措置を講ずるべきだと考えます。

2点目は、財源確保の問題です。27年度予算歳入歳出は、91億8千万円と過去最高に膨れ上がり、財源を確保するために長年積み立ててきた3基金5億4千400万円を取り崩し、27年度予算に1億5千万円、財政調整基金から3億円を繰り入れて穴埋めをするという状況です。

これにより、町債は前年度より1億1千500万円増え7億4千万円、これに比例して町の借金を返済する公債費は、これまで年7億9千万円を返済されていたものが27年度は6億4千万円台と1億5千万円減額されています。これで地方債残高は、前年度末64億4千300万円にまで減っていたものが、27年度末では逆に2億円増え、66億3千900万円になります。これでは、町の借金がどんどん増えていくことになります。このような予算の組み方は、将来的に町民に新たな負担を強いる結果になることは間違いありません。

3点目は、LED化の問題です。今回の予算は、町内の公共施設をLED化する多額の予算が組まれています。防犯灯については、区からの強い要望もあり、町がLED化することによって地区負担の電気代が軽減される結果に繋がる部分は評価するものであり、国からは55%の補助もあります。

ところが、この流れに紛れて中央公民館のLED化予算が計上されています。これには国からの補助は何もありません。担当課は、中央公民館は開館から30年が経過し、町民の利用頻度も高く、災害時は避難場所となるところなので、中期財政計画にあがっていた空調機設備改修と同時に工事をしたほうが効果的であるとの説明がありましたが、なぜ今、多額の予算を使ってLED化なのかが納得できないものでした。

4点目は、教育予算の問題です。教育費予算は、前年度に比べて4億4千万円増の14億1千万円と大幅に増額されています。内容は、全小中学校エアコン設置の準備のための経費など、小中学校施設等改修事業の増額で必要な予算であると考えます。しかし、内容をよく見てみますと、27年度から新たに項目に加えられた放課後児童対策費は前年度と比較してわずかですが減額されています。

放課後児童対策事業は、27年度から国の施策により、小学校6年生まで受け入れることになっており、そのことを踏まえると、当然予算の増額が求められるところです。先月会派で、伊左座小学校の学童クラブを視察した際、狭いところに多くの子どもたちがひしめきあい、保育面積が足りないことを改めて実感したところです。それに加えて、6年生までの受け入れ対策について、空き教室等を利用することを検討していると、12月議会で町の意向を確認したところでしたが、予算に反映されていません。今議会で、年度途中でも補正予算を計上して対応したいと答弁をいただきましたので、早急な対応を求めます。

また、12月議会に提出される町のPTA連合会からの陳情書への対応についても問題があると考えます。陳情書の内容をよく見ますと、中には10年近く同じ内容があげられていることがあります。猪熊小学校のフェンスの改修は、平成18年から9年間も継続にされています。担当課は、平成25年度に一部改修したが、他の改修についてはまだ使える状況なので、我慢してもらっているという答弁でした。予算を尋ねると、100万円とのこと。PTAからの陳情書の中には少額で解決することのできる要求も多々あります。子どもたちや教師、保護者に我慢を

強い、何年も先延ばしにすることは、町の怠慢であると言わざるを得ません。27年度予算では、陳情内容が一部反映された部分もありますが、放置され、予算化されていないことを指摘いたします。保護者の要求に応えるよう、早急の対策を求めます。

5点目は、去年の人事院勧告に基づき、一般職員の給与削減が予算に反映されていることです。地域経済を活性化させるためには、国が進める大企業や富裕層応援の施策ではなく、賃金、年金など、国民の収入を上げることが肝要であるという基本的考えから、民間企業にも大きく影響する職員の給与削減は認められません。

最後に6点目は、社会保障・税番号制度システム導入のための経費が計上されている点であります。この社会保障・税番号制度は、今年10月から本格実施するための準備が現在進められています。この制度の内容は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に、生涯変わらない番号を振り分け、社会保障や税の情報を国が一括して管理するものです。

多くの国民は、この制度を知らない上、膨大な個人情報をも国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安なども広がっています。このような予算も計上されていることから、以上の6点の理由から、議案20号については反対といたします。

#### 議 長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第20号 平成27年度水巻町一般会計予算について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第14 議案第21号**

#### 議 長（船津 宰）

日程第14、議案第21号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

#### 総務財政委員長（津田敏文）

議案第21号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、3月10日、19日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

#### 議 長（船津 宰）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —



質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 21 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手願います。

( 賛成者挙手 )

賛成全員と認めます。よって議案第 21 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 15 議案第 22 号**

**議 長 (船津 宰)**

日程第 15、議案第 22 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

**総務財政委員長 (津田敏文)**

議案第 22 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、3 月 10 日、19 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長 (船津 宰)**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。小田議員。

**12 番 (小田和久)**

12 番小田です。日本共産党を代表して意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を別枠の医療制度に囲い込み、高齢者は高い保険料を負担させられています。医療費の削減を図る差別的な医療制度であります。高齢者の怒りはますます大きくなっています。この差別的な医療制度は、廃止することを求めるものであります。よって、議案第 22 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療制度特別会計予算に反対をいたします。以上です。

議 長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 22 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 16 議案第 23 号**

議 長（船津 宰）

日程第 16、議案第 23 号 平成 27 年度水巻町地域下水道事業特別会計予算についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 23 号 平成 27 年度水巻町地域下水道事業特別会計予算について、3 月 9 日、18 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（船津 宰）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

－ 意 見 な し －

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 23 号 平成 27 年度水巻町地域下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 23 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 17 議案第 24 号**

議 長（船津 宰）

日程第 17、議案第 24 号 平成 27 年度水巻町公共下水道事業特別会計予算についてを、議題

といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

#### 文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 24 号 平成 27 年度水巻町公共下水道事業特別会計予算について、3 月 9 日、18 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

#### 議 長（船津 宰）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 24 号 平成 27 年度水巻町公共下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第 18 意見書第 1 号**

#### 議 長（船津 宰）

日程第 18、意見書第 1 号 少人数学級の推進を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

#### 6 番（岡田選子）

6 番、岡田選子です。少人数学級の推進を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

このような、同じような意見書を、これまでに我が党は数度提案させていただいてきました。この 4 年間のうちではですね、平成 24 年 9 月、平成 25 年 9 月、平成 26 年、先の 12 月議会におきましても、教育予算拡充ということにつきまして、多少の文言の違いはございますが、同じような中身での提案をさせていただきました。

その中で、平成 25 年 9 月議会では、皆様のご賛同をいただきまして、可決をしていただいておりますが、この少人数学級がですね、いかに教育効果を上げ、多くの保護者や教育関係者、

皆さんが望んでいる施策であるかということは、議員の皆さま方、十分ご承知のことと思います。それで私がまた急ぎよですね、この少人数学級の推進を、この時期に提案させていただきたいと思った理由はですね、今、国会開かれております、予算委員会ですね、我が党の議員がですね、35人学級の計画的実施を安倍総理に求めました。毎年、1学年ずつ35人学級を拡大するためには、最大139億円の国庫負担でできるということを指摘いたしました。

そうしましたときにですね、安倍首相が実現へ向け努力したいと、こう答弁をいただいたんです。私はこの答弁を大変大きな力としてですね、この地方自治体におきまして、豊かな教育をですね、充実していきたいと思っておりますので、皆さんにこの教育予算拡充のための、この少人数学級、推進するためのこの意見書にご賛同をいただきたいと思っております。その点につきましては、案文の下から3行目あたりにですね、書かれてありますので、ご検討はいただいていると思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

意見書第1号 少人数学級の推進を求める意見書ですが、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対しまして、意見書を提出いたしたいと思っております。賛同者は、井手幸子議員、小田和久議員でございます。皆さんのご賛同を、どうぞよろしくお願いをいたします。

#### 議 長（船津 宰）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第1号 少人数学級の推進を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって意見書第1号は、否決いたしました。

#### **日程第19 意見書第2号**

#### 議 長（船津 宰）

日程第19、意見書第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書についてを、議題いたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

## 5 番（井手幸子）

5 番、井手幸子です。私は、介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書案について、提案説明をしたいと思います。この原案を読み上げての提案理由といたします。

厚生労働省は2月6日、介護報酬の4月からの改定額を策定しました。介護報酬は3年に一度改定されますが、今回の改定は報酬全体で2.2%引き下げ、2回連続の実質マイナス改定となります。また、今回は介護労働者の処遇改善、月額1万2千円の特別な加算を含んでいるため、その上乘せ分を除けば4.48%と過去最大の引き下げとなっています。

消費税増税や円安による物価高などで介護事業の経費が増えるなかで、介護報酬のマイナス改定が実施されるならば、介護の様々な分野で深刻な矛盾や困難を引き起こすことが懸念されます。全国老人福祉施設協議会は、「6割近くの施設が赤字に転落する」「介護難民が増える」と強調しています。とりわけ特養施設の6%を超える介護報酬の大幅削減は施設で働く労働者の処遇改善を困難にし、全国で52万人、福岡県で1万8千人を超える自宅待機者があるなか、特養施設の整備にブレーキをかけることが間違いありません。

よって、水巻町議会は、政府に対し、介護報酬引き下げの撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。賛同者は岡田選子議員、小田和久議員であります。どうぞ皆さまの慎重なご審議をよろしくをお願いいたします。

## 議 長（船津 宰）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって意見書第2号は、否決いたしました。

## **日程第20 意見書第3号**

### 議 長（船津 宰）

日程第20、意見書第3号 JR九州の無人化駅計画の撤回を求める意見書についてを、議題

といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

## 12 番（小田和久）

J R九州の無人化駅計画の撤回を求める意見書について、提案説明をいたします。この意見書の案文については、すでに皆さん方のお手元に配付しておりますので、目を通していただきたいと思います。若干の補足説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、東水巻駅の無人化は、要員を3月末まで残すということで事実上、無人化が強行されています。無人化になると利用者、特に高齢者にとっては、いかに不便になっていくか、また環境を保持する上でも良くないことも指摘されております。昨年無人化になった垣生駅では、すでに中学生のたまり場になりつつあるという話も聞いております。

無人化が良くないことは、誰もが理解できることだと思います。だから飯塚市の市長をはじめ、直方、中間、粕屋、篠栗、桂川、小竹、鞍手、そして水巻の各首長と議長、また商工会の会頭、会長、さらには福岡市長、北九州市長も参加して構成されているJ R九州篠栗線・筑豊本線整備連絡協議会が作られて、4項目に渡って、さる2月6日にJ R九州に対して、要望書が提出されております。

特に4項目のうちの3項目は、直接東水巻駅に関係します。「公共性の高いJ R九州篠栗線・筑豊本線は、地域にとって貴重な交通手段であり、採算性を重視するあまり、単に輸送需要が低いという理由のみで、安易に駅の無人化等を推進することは絶対に行わないこと」というふうに述べて、申し入れをしているところであります。

こうした中で、日本共産党の昨年当選しました真島省三衆議院議員は、3月10日の衆議院予算委員会の分科会で、安全、バリアフリー、利便性、治安の面で重大な懸念があるということで質しました。太田昭宏国交大臣は、大事なものは安全、利用者が困ることの無いよう、よく調べて整理したいというふうに答弁をされております。真島議員は、事故が起こってからでは遅い、無人化はいったん止めて、自治体や利用者、J R側との協議を実行するよう促すのが国の責任だと強調しております。

ちなみに、私、小田和久とこの無人化に反対する多くの1千名を超す署名を得たんですが、この署名に賛同する方6人、併せて7人で、1週間前の19日にJ R九州本社に出向いて、この無人化に対する抗議行動を行ってまいりました。

この意見書は、こうした状況の中で、もう無人化になっているのだから諦めるということではなくて、国交省の大臣の答弁もあります。さらに国の姿勢がもっと強まっていくというふうになっていただくためにも、この意見書は、今の段階では必要な問題だというふうに考えまして、提案をさせていただいたわけでございます。どうぞ慎重にご審議いただいて、賛成していただきますようお願いをいたします。

第99条の規定に基づいて、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するものであります。賛同者は井手幸子議員、岡田選子議員となっております。よろしく願いいたします。

議長（船津 宰）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。柴田議員。

10番（柴田正詔）

私も無人化駅の撤回という立場で、やぶさかではないわけですが、今提案者のほうからも説明がありましたように、整備連絡協議会でですね、JRに対して、行政の首長と議会の代表の議長名で、すでに要望書が出されております。

それとこの文書を見ますとですね、地方自治法99条に基づく意見書ですから、当然国会なり、関係省庁に出すわけですね。これを見ますと、なんかJRに対してですね、出すような文面になってますので、これはやはり文章をですね、変えるべきやないかと思えます。例えば、この無人化計画の撤回を強く要求するので、関係省庁ですね、また政府、十分地域住民と協議するようにですね、指導していただきたいというふうな文章になるべきだと思いますので、私はこの件については態度を保留いたします。

議長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第3号 JR九州の無人化駅計画の撤回を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって意見書第3号は、否決いたしました。

## **日程第21 意見書第4号**

議長（船津 宰）

日程第21、意見書第4号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書についてを、議題といたします。川本議員に提案理由の説明を求めます。川本議員。

8番（川本茂子）

8番、公明党、川本茂子でございます。意見書第4号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書について、少々、提案理由を述べさせていただきたいと思えます。

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎えております。我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と

「世界平和」という理想実現への努力を謳い、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してまいりました。

特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければなりません。昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPT I）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところでございます。一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に以下の事項を求めるものでございます。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣に対し別紙のとおり提出するものでございます。提出賛成者は松野議員、志岐議員でございます。以下の分をよろしくご審議の上、皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### 議 長（船津 宰）

川本議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。岡田議員。

#### 6 番（岡田選子）

賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。私どもも核兵器のない世界に向けて、毎月各町内で署名活動を数十年続けております。そのような中で、このような意見書を出されるといふことにつきまして、賛同したいと思っております。特にですね、NPT核不拡散再検討会議、今年の夏、ニューヨークで開かれますが、これにも代表者を派遣して、核兵器に向けた世界への取り組みを一層強めていきたいと考えているところでございます。賛成の立場から討論を行います。以上です。

#### 議 長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第4号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって意見書第4号は、原案のとおり可決いたしました。



## 日程第 22 意見書第 5 号

議長（船津 宰）

日程第 22、意見書第 5 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。松野議員。

7 番（松野俊子）

7 番、松野です。意見書第 5 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書について。

現在、ドクターヘリは、全国で 36 道府県に 44 機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げております。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られております。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては、地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠でございます。加えて、平成 20 年度に約 5 千 600 件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成 25 年度には 2 万件を超え、著しく増加しております。年々増加する出動件数に対して、補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要でございます。救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められております。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがあります。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望するものです。内容は以下のとおりでございます。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣に対し提出するものです。提出賛成者は川本議員、志岐議員であります。よろしくご審議の上、皆さまのご賛同をお願い申し上げます。

議長（船津 宰）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 5 号 ドクターヘリの安定的な事

業継続に対する支援を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成全員と認めます。よって意見書第5号は――。

[ 「手をあげてない。」と発言するものあり。 ]

あげてなかった。分かりました。すみません。賛成少数と認めます。よって意見書第5号は――。

[ 「賛成多数。」と発言するものあり。 ]

賛成少数と認めます――違う。ごめんなさい。すみません、賛成多数と認めます。よって意見書第5号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第23 委員会報告について**

**議 長 (船津 宰)**

日程第23、委員会報告について、去る12月定例会以降の各委員会において、審査・調査研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

**総務財政委員長 (津田敏文)**

報告はありません。

**議 長 (船津 宰)**

文厚産建委員長。柴田委員長。

**文厚産建委員長 (柴田正詔)**

ご報告することはありません。

**議 長 (船津 宰)**

議会運営委員長。志岐委員長。

**議会運営委員長 (志岐義臣)**

ご報告することはありません。

**議 長 (船津 宰)**

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

**日程第 24 閉会中の継続審査について**

議 長（船津 宰）

日程第 24、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 27 年第 2 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 18 分 閉会